

令和5年8月2日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市保有資産公募売却等  
事業予定者選定委員会  
委員長 中西 正彦



栄区笠間三丁目土地公募売却における  
事業計画内容の変更に対する意見について

当委員会は、当委員会が審査を行った栄区笠間三丁目土地公募売却に関し、事業者から横浜市に対して申し出があった計画内容の変更について、委員会としての意見を以下のようにとりまとめました。

変更内容について、次の理由から問題はないことを確認しました。

- 1 敷地西側に予定していた提供公園を自管理公園とすること及び駐車台数の変更については、関係法令等の改正に伴い行うものであり、建築物規模や形状が変更されているが、日照や圧迫感等近隣環境に及ぼす影響は軽微であることから、事業予定者として選定した趣旨に影響はないものと考えられる。  
ただし、自管理公園に関しては、本件が市有地の活用事業であることに鑑み、広く地域に資する区画であり続けるよう、横浜市は事業者との調整に努めること。
- 2 「よこはま防災力向上マンション」認定制度のハード申請を行わないことについては、浸水対策が認定基準を満たさないとはいえ、提案書に記載のとおり1階住戸床を最大限高くする対策を実施するとともに、敷地外周部等への工夫により、道路からの雨水の侵入を防ぐ計画とすることから、一定程度評価できる。加えて、その他ハード認定における各項目については認定基準を満たす計画とすることは評価できる。
- 3 その他の変更についても、事業予定者として選定した趣旨に特に影響するものはない。